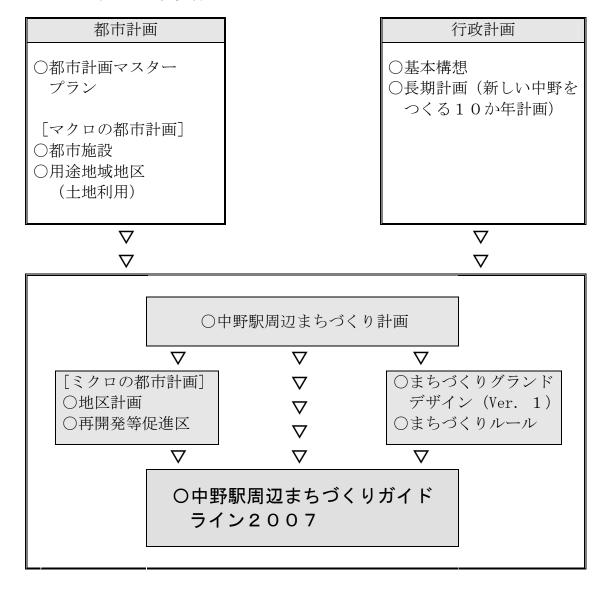
平成19年(2007年)9月5日 中野区都市計画審議会資料 拠点まちづくり推進室拠点まちづくり担当

中野駅周辺まちづくりガイドライン2007(概要)

1. ガイドラインの基本的性格

- 地区計画(都市計画)と、まちづくりに係わるルール(区の考え方)を 分かりやすく示したもの
- 都市計画に基づかない行政の指導指針として、開発事業者が立案する開発計画を規制するもの
- (仮称) まちづくり協議会が行う、まちづくりに係わる議論のベースと なるもの

2. ガイドラインの位置付け



3.「中野四丁目地区地区計画」と「中野駅周辺まちづくりガイドライン 2007」の比較表

対象要素	中野四丁目地区地区計画による規制・誘導	中野駅周辺まちづくりガイドライン 2007 による補強・補完
新たな土地利用	□ 商業・業務、教育・文化、医療、居住、公共公益等の諸機能が融合し	□ 公開空地等の公共的なオープンスペースの配置の考え方 P31、32
	た複合市街地の形成	□ 有効空地の計画の考え方 P34
	□ 区域 1,2;大学等教育機能、医療機能の導入	□ 土地利用転換後に想定する用途地域・容積率 P35
	□ 区域 3;公共公益、都市型居住機能の更新	□ 計画容積率設定の考え方 P36
	□ 区域 4,5;商業・業務、サービス機能、都市型居住機能の導入	
	□ 「みどりの歩行者空間」に面して建築物の低層部に、にぎわいの創出	
	に寄与する施設を配置	
	□ 土地利用転換後、将来見直すことを想定した指定容積率	
都市基盤の整備	□ 基盤施設の配置及び規模	□ 基盤施設の整備及び管理の主体 P50~52
	都市計画施設;区画街路、公園	□ 自動車交通ネットワーク、歩行者ネットワーク、みどりの育成・保全とオープンスペース
	主要な公共施設 (2号施設);区画道路、公共空地	の整備方針 P39~49
	地区施設;ひろば、緑地、歩行者通路	□ 区画街路のバリアフリー法に規定する特定経路への位置づけ P40
	□ 中野駅から西側市街地へ到る「みどりの歩行者空間」の形成	□ 道路の電線類地中化 P42
建築物等の整備	□ 地区内の複数の建築物をひとつの敷地にあるものとみなして、地区外	□ 地区内の複数の建築物をひとつの敷地にあるものとみなして、地区外に生じる日陰を都条
	への日影の影響に配慮	例の指定時間以内とする P58
	□ 地区内の病院や学校への日影に配慮	□ 電波障害や風環境等の環境項目の事前調査・予測・対策の実施 P58
	□ 区域 5 については、概ね 110mの高さを可能とする	□ 駐車場からの騒音・排気ガス等に配慮 P58
	□ 緊急医療用ヘリポートの進入面を超えることがないよう高さに配慮	□ 緊急医療用へリポート進入路の具体的提示 P59
	□ 壁面の位置の制限	
	□ 建築物等の用途の制限 (最低限の制限)	
安全で安心なまち	□ 避難場所としての安全性の確保	□ 広域避難場所「中野区役所一帯」において、開発後も避難想定人口1人あたり1 m²の避難
	□ 避難場所としての地区の役割を継続し、都市計画公園と公共空地を一	有効面積を確保 P70
	体化	□ 公園には防火水槽等の地域防災施設を設置 P70
		□ 東京警察病院を災害医療救護活動の拠点に位置づけ P70
		□ 区と大学等で災害時の救援体勢の連携 P70
		□ 非構造部材や自家発電設備等を含め、建築物全体での総合的な耐震安全性の確保 P70
		□ テロ対策や地域防犯への対応 P71
環境・みどり・景観	□ みどりの保全、緑化の推進、資源・エネルギーの有効活用など、環境	□ 地球温暖化防止・ヒートアイランド対策・廃棄物対策・水資源の循環・建築物の環境性能
	保全型の市街地の形成	評価システム導入等を検討事項とする P62~63
	□ 建築物の形態又は意匠の制限 (最低限の制限)	□ 有効空地内の緑地の実面積は、敷地面積に有効空地率を乗じた面積の 30%以上とする
		P64
		□ 区画街路 1 号沿道の建築物高さの考え方及び沿道植栽の考え方 P64~66
		□ 都市景観及び建築物スカイラインの考え方 P68~69
まちづくりの推進方策	□ 地区整備計画の未決定事項を定める都市計画変更を要す	□ 「中野駅周辺地区まちづくり推進連絡会議(仮称)」や「まちづくり協議会(仮称)」を設
	□ 地区計画の変更と同時決定で、高度地区指定を廃止	置し、互いに協力・協調しながら開発を進める P72~73